

# はじめに



本市では、川崎市環境基本条例に基づき、望ましい環境像の実現に向けた目標や施策などを示した川崎市環境基本計画を策定し、環境行政を総合的かつ計画的に推進しています。

今日の環境問題は、大気汚染物質の発生や廃棄物といった地域の問題から地球温暖化を始めとした地球規模の問題まで、その対象が広範囲に及んでいます。また、廃棄物の減量により温室効果ガスの発生が抑えられるなど、それぞれの分野における課題が互いに影響しあう場合が多いこともその特徴の一つと考えることができます。

こうした特徴を持つ今日の環境問題に対し、本市では、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現を目指し持続可能な市民都市づくりを進めながら、環境問題全体への影響を考慮した総合的な施策の推進を図っています。

本年4月には川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例を施行、10月には地球温暖化対策推進基本計画を策定し、各主体による地球温暖化対策の取組を進めるとともに、本市の強みである優れた環境技術を活かし、環境と経済の好循環により国際社会に貢献する施策を展開しています。

また、現在取組を進めているミックスペーパーやプラスチック製容器包装の分別拡大、環境に配慮した運搬の実施を促すエコ運搬制度についても、それぞれ循環型社会と低炭素社会の実現、大気環境の改善と地球温暖化対策の推進といった総合的な観点から推進しているものです。

このように、本市では様々な分野の環境問題に対し各種取組を進めているところですが、個々の取組の推進に当たっては、市民、事業者、市といった各主体がそれぞれの立場で取り組んでいくことが大変重要であり、今後ますます大事な点となりますので、一層の御協力をお願いいたします。

この環境基本計画年次報告書は、2009年度における市の環境の現状と施策の実施状況を取りまとめたものです。

本書を御覧いただきまして、本市の環境の現状を御理解いただくとともに、本市の環境施策に対する、市民の皆様からの貴重な御意見、御要望をいただければ幸いに存じます。

2010年12月

川崎市長

阿部 孝夫